都市部官民境界基本調査簿

冊の内第　　号

街区番号　　番から　　番まで

調査期間	年月日から 年月日まで
認証年月日番号	年月日 号
実機関施	

（この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。）

（都市部官民境界基本調査簿様式）

都市部官民境界基本三角点 都市部官民境界基本多角点 都市部官民境界基本細部点の区分	番号	座標値		標高	都市部官民境界基本調査図の番号
		X m	Y m		

（この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三条第二項の規定に基づき、山村境界基本調査作業規程準則を次のように定める。

平成二十三年一月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

山村境界基本調査作業規程準則

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　計画（第九条―第十一条）
第三章　現地調査（第十二条・第十三条）
第四章　山村境界基本測量
　第一節　総則（第十四条―第二十条）
　第二節　山村境界基本三角測量（第二十一条―第二十六条）
　第三節　山村境界基本多角測量（第二十七条―第三十二条）
　第四節　山村境界基本細部測量（第三十三条―第三十八条）
　第五節　山村境界基本調査点測量（第三十九条―第四十六条）
第五章　山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の作成（第四十七条・第四十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号。以下「法」という。）第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量のうち、市街地以外の地域における山村境界基本調査点の現地における位置を明らかにするために行う測量（以下「山村境界基本調査」という。）に関する作業規程の準則は、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　公図等　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第１項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面をいう。

二　山村境界基本調査点　公図等に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点のうち三筆以上の土地の境を構成するものであって、主として山林が占める地域及びその周辺の地域にあるものをいう。

三　現地調査　山村境界基本調査点に対応すると推定される地物の有無の調査をいう。

四　山村境界基本調査点測量　山村境界基本調査点に対応すると推定される地物が示す地点の測量をいう。

五　山村境界基本三角点　山村境界基本調査点測量の基礎とするために設置する基準点のうち、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）別表第三に掲げる地籍基本三角点をいう。

六　山村境界基本三角測量　山村境界基本三角点の測量をいう。

七　山村境界基本多角点　山村境界基本調査点測量の基礎とするために設置する基準点のうち、令別表第三に掲げる地籍基本多角点をいう。

八　山村境界基本多角測量　山村境界基本多角点の測量をいう。

九　山村境界基本細部点　山村境界基本調査点測量の基礎とするために設置する基準点のうち、令別表第三に掲げる地籍基本細部点をいう。

十　山村境界基本細部測量　山村境界基本細部点の測量をいう。

十一　山村境界基本調査基準点　山村境界基本三角点、山村境界基本多角点又は山村境界基本細部点をいう。

十二　山村境界基本細部多角点　山村境界基本細部点のうち多角測量法により決定されたものをいう。

（趣旨の普及）

第三条　山村境界基本調査を行う者は、あらかじめ山村境界基本調査の意義及び作業の内容を一般に周知し、その実施について地域住民その他の者の協力を得るように努めるものとする。

（山村境界基本調査の作業）

第四条　山村境界基本調査の作業は、次に掲げるとおりとする。

一　現地調査

二　山村境界基本三角測量、山村境界基本多角測量及び山村境界基本細部測量

三　山村境界基本調査点測量

四　山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の作成